

平成30年3月1日

報道各位

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社大東銀行（取締役社長 鈴木 孝雄）は、オープン・イノベーションを推進し、電子決済等代行業者（Fintech 企業等）との連携・協働を通じて、お客さまの利便性向上やより付加価値の高い新しい金融サービス提供に取り組んでまいります。

今般、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を規定いたしました。

当行は、今後もお客さまのニーズにお応えする商品・サービスを提供してまいります。

- ・ 別紙「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」をご覧ください。

以 上

報道各位からの本件に関するご照会は以下までお願いします。
大東銀行 事務システム部 小松 弘志 佐田 郷一
TEL 024-932-1621（ダイヤルイン）



大東銀行

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 基本方針

当行は、経営理念に掲げた「お客さまの役に立つ銀行」を目指し、電子決済等代行業者との連携及び協働により、お客さまの利便性向上やより付加価値の高い新しい金融サービスの提供に取り組んで参ります。

2. 資金移動に係る（更新系）API の体制整備

当行は、電子決済等代行業者が銀行法第2条第17項第1号に掲げる行為を行うことができるAPIの整備を行います。

3. 口座情報に係る（参照系）API の体制整備

当行は、電子決済等代行業者が銀行法第2条第17項第2号に掲げる行為を行うことができるAPIの整備を行います。

4. APIに係るシステムの設計、運用及び保守、ならびにその他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

当行は、オープンAPIに係るシステムの整備に当たって、当該システムの設計、運用及び保守を第三者（当行の勘定系システムを構築している業者）に委託して構築する方針です。

5. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称・連絡先

担当部署 : 事務システム部
連絡先 : 024-932-1621
e-mail : it-kikaku@daitobk.com

6. その他参考となるべき情報

その他連携及び協働を検討するにあたり、参考となるべき情報は別表の通りになります。

2018年2月28日制定

以上

2018年2月28日現在

(別表)

1. 更新系オープン API の整備の可否・理由及び整備完了時期

当行は、お客さまの利便性向上や安全確保のため、電子決済等代行業者との連携について、以下のとおり整備を進めてまいります。

- (1) 個人のお客さまの資金移動にかかる決済等については、2020年6月までに整備を完了する予定です。
- (2) 法人事業先のお客さまの資金移動にかかる決済等についての体制整備の時期等につきましては調整中です。

2. 参照系オープン API の整備の可否・理由及び整備完了時期

当行は、お客さまの利便性向上や安全確保のため、電子決済等代行業者との連携について、以下のとおり整備を進めてまいります。

- (1) 個人のお客さまの残高照会や入出金明細照会等口座情報の API 連携については、2018年9月末までに体制整備を完了します。
- (2) 法人事業先のお客さまの残高照会や入出金明細照会等口座情報の API 連携についての体制整備の時期等につきましては調整中です。

3. API 連携に係るシステム設計、運用及び保守ならびにその他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

- (1) 「オープン API のあり方に関する検討会」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)による「オープン API のあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」(2017年7月13日公表)に記載の開発原則に準拠したシステムを構築します。
- (2) API のメッセージに用いる電文仕様のうち、「日付・時刻・通貨コード」については独自の電文仕様となります。

以 上